



# 三重県公報

令和8年10月9日（金）

第 761 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

| （番号）               | （題 名）                      | （担当）             | （頁） |
|--------------------|----------------------------|------------------|-----|
| <b>告 示</b>         |                            |                  |     |
| 614                | 保安林の指定をする予定である旨の通知         | （ 治 山 林 道 課 ）    | 2   |
| 615                | 同件                         | （ 同 ）            | 2   |
| 616                | 同件                         | （ 同 ）            | 2   |
| 617                | 同件                         | （ 同 ）            | 3   |
| 618                | 保安林予定森林の告示に係る通知            | （ 同 ）            | 3   |
| 619                | 保安林の指定施業要件を変更する旨           | （ 同 ）            | 4   |
| 620                | 保安林の指定施業要件の変更に係る通知         | （ 同 ）            | 4   |
| 621                | 同件                         | （ 同 ）            | 5   |
| 622                | 道路の区域変更及びその関係図面の縦覧         | （ 道 路 管 理 課 ）    | 9   |
| 623                | 道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧 | （ 同 ）            | 9   |
| <b>監 査 委 員 公 表</b> |                            |                  |     |
| 9                  | 監査結果の公表                    | （ 監 査 委 員 ）      | 10  |
| <b>公 告</b>         |                            |                  |     |
|                    | 大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要      | （中小企業・サービス産業振興課） | 15  |
|                    | 同件                         | （ 同 ）            | 15  |
|                    | 同件                         | （ 同 ）            | 15  |
|                    | 公共測量を実施する旨の通知              | （ 公 共 用 地 課 ）    | 16  |
|                    | 同件                         | （ 同 ）            | 16  |
| <b>正 誤</b>         |                            |                  |     |
|                    | 令和6年12月13日付け三重県公報第575号     | （ 道 路 管 理 課 ）    | 16  |

|     |
|-----|
| 告 示 |
|-----|

**三重県告示第 614 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 8 年 10 月 9 日

三 重 県 知 事      一      見      勝      之

**1 保安林予定森林の所在場所**

熊野市五郷町和田字中ジク 493、499、500、500 の 1、字ウト谷 501 の 2、501 の 3、501 の 5、501 の 6、507、508、字ボヲノ 511 の 1、513 から 515 まで、518、520、521、523、524、527 の 1、527 の 2、517・519・522・527（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）、字ゴフロフ 516、570 の 1、570 の 2、573 の 2 から 573 の 6 まで、582 の 2、572 の 1・572 の 2・575（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）

**2 保安林として指定された目的**

土砂の流出の防備

**3 指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種**

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。）

---

**三重県告示第 615 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 8 年 10 月 9 日

三 重 県 知 事      一      見      勝      之

**1 保安林予定森林の所在場所**

度会郡度会町田口字志ケ谷 1700 の 1、1701 から 1704 まで、1706、1707

**2 保安林として指定された目的**

土砂の流出の防備

**3 指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種**

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び度会町役場に備え置いて縦覧に供します。）

---

**三重県告示第 616 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 8 年 10 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 保安林予定森林の所在場所  
度会郡大紀町神原字宝録岩丁子谷 651 の 1、651 の 44
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供します。)

---

**三重県告示第 617 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 8 年 10 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 保安林予定森林の所在場所  
度会郡大紀町崎字下崎 3389、3392
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供します。)

---

**三重県告示第 618 号**

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定による保安林の指定をする予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を松阪市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 8 年 10 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 通知することができない者の氏名  
高見 比佐人
- 2 通知の要旨
  - (1) 保安林予定森林の所在場所  
松阪市飯南町向粥見字小山 3249
  - (2) 保安林指定の目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇小山 3249（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。）

---

三重県告示第 619 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。

令和 8 年 10 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

公衆の保健

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

津市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

---

三重県告示第 620 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 33 条第 3 項の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を亀山市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 8 年 10 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

## 第 1

## 1 通知することができない者の氏名

山内 英吾

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市関町沓掛字東鞍骨 738 の 1、738 の 2、742 の 1

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 第 2

1 通知することができない者の氏名

清水 優

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市加太板屋字瀬戸ケ澤 4888、4891

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 第 3

1 通知することができない者の氏名

村田 教子

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市加太板屋字瀬戸ケ澤 4890

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び亀山市役所に備え置いて縦覧に供します。)

---

## 三重県告示第 621 号

次の者に係る森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 33 条第 3 項の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を松阪市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 8 年 10 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

## 第 1

1 通知することができない者の氏名

伊藤 佐太郎

## 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
松阪市飯南町深野字檜根ヶ谷 1505
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

## 第 2

- 1 通知することができない者の氏名  
上山 辻松

## 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
松阪市飯南町深野字檜根ヶ谷 1506
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 3

- 1 通知することができない者の氏名  
竹岡 幸郎

## 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
松阪市飯南町上仁柿字櫃坂口 2054 の 1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 4

- 1 通知することができない者の氏名  
丸山 嘉平、海住 久男

## 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯南町上仁柿字櫃坂口 2070 の 1

- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

#### 第 5

- 1 通知することができない者の氏名  
井上 又兵衛
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
松阪市飯高町宮前字池久保 1640 の 1
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

#### 第 6

- 1 通知することができない者の氏名  
中村 日出夫
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
松阪市飯高町宮前字池久保 1640 の 2
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

#### 第 7

- 1 通知することができない者の氏名  
西浦 且明
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
松阪市飯高町赤桶字イノ谷 114
  - (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 8

1 通知することができない者の氏名

西浦 昭

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町赤桶字イノ谷 117、117 の 1、118

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 9

1 通知することができない者の氏名

西浦 克征

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町赤桶字イノ谷 119

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 10

1 通知することができない者の氏名

竹口 久士

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町赤桶字イノ谷 120

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 第 11

## 1 通知することができない者の氏名

柳瀬 隼人

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町赤桶字イノ谷 127

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。)

## 三重県告示第 622 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 8 年 10 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

## 第 1

## 1 道路の種類 県道

## 2 路 線 名 城立青山線

## 3 道路の区域

| 区 間                 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|---------------------|------|------------|---------|
| 伊賀市奥鹿野字登り尾 669 番地先内 | 旧    | 4.4～4.5    | 9.3     |
|                     | 新    | 4.5～11.0   | 9.3     |

## 第 2

## 1 道路の種類 県道

## 2 路 線 名 種生奥鹿野線

## 3 道路の区域

| 区 間                 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|---------------------|------|------------|---------|
| 伊賀市奥鹿野字登り尾 669 番地先内 | 旧    | 4.4～4.5    | 9.3     |
|                     | 新    | 4.5～11.0   | 9.3     |

## 三重県告示第 623 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和8年10月9日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

| 道路の種類 | 路 線 名 | 占 用 を 制 限 す る 区 域                                      | 占用制限の開始日  |
|-------|-------|--------------------------------------------------------|-----------|
| 一般国道  | 167号  | 志摩市阿児町鶴方字野田 2428 番 3 地先から<br>志摩市阿児町鶴方字金谷 3000 番 2 地先まで | 令和8年10月9日 |

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第5項の規定により次のとおり公表します。

令和8年10月9日

|         |   |   |    |
|---------|---|---|----|
| 三重県監査委員 | 村 | 上 | 亘  |
| 三重県監査委員 | 倉 | 本 | 崇弘 |
| 三重県監査委員 | 中 | 瀬 | 信之 |
| 三重県監査委員 | 伊 | 賀 | 恵  |

第1 監査の請求

1 監査請求のあった日 令和8年8月7日

2 請 求 人 住所 三重県津市寿町 7-50

氏名 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン 委員長 鍋矢 善史

第2 請求の受理

本件請求は、所要の法定要件を具備しているものと認めて受理した。

第3 監査の結果

上記の住民監査請求について監査した結果を次のとおり通知した。

監 査 第 59 号  
令和 8 年 9 月 25 日請求人 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン  
委員長 鍋矢 善史 様

|         |         |
|---------|---------|
| 三重県監査委員 | 村 上 亘   |
| 三重県監査委員 | 倉 本 崇 弘 |
| 三重県監査委員 | 中 瀬 信 之 |
| 三重県監査委員 | 伊 賀 恵   |

## 住民監査請求について

令和 8 年 8 月 7 日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定に基づき監査した結果は、次のとおりです。

## 記

## 第 1 監査の結論

本件請求を棄却する。

## 第 2 監査の請求

本件請求の要旨は、次のとおりである。

## 1 請求理由

- (1) 三重県立特別支援学校北勢きらら学園（以下「当該校」という。）に勤務する A 教諭（以下「当該教諭」という。）は令和 7 年 12 月 1 日に県総合教育センターで開催された「令和 7 年度外国語教育の充実を図るための研修会」（以下「当該研修」という。）に出席しており、当該研修出席のために旅行命令が出されていた。また、当該研修は同日 16 時 10 分に終了するものとされていた。
- (2) 当該教諭は、当該研修終了後の 16 時台に私用を済ませるために 16 時から 17 時までの 1 時間について年次有給休暇の取得を希望したため、その場合、帰路の旅費を請求しないようにしたら良いのか、当該校教頭に尋ねた。

当該校教頭が県教育委員会事務局教職員課に確認をとり、年次有給休暇を16時から17時まで取得したとしても、帰路の旅費を請求して問題ないとのことだったため、当該教諭はそうように年次有給休暇取得と旅費精算手続きをとった。

- (3) しかし、当該校における勤務時間は8時30分から17時までであり、16時10分に当該研修が終了する一方で、当該教諭が16時から17時までの間に年次有給休暇を取得するのであれば、当該教諭が旅行命令に基づいて帰路を移動する時間帯は勤務を要しない時間帯ということになる。
- (4) 旅行命令はその全行程が公務であることを前提とするものである。したがって、旅行を命じるのであれば、旅行開始時刻から終了時刻までのすべての時間に勤務時間が割り振られている必要がある。本件においては、旅行開始時刻から旅行終了時刻までの間に一部でも勤務時間の割り振られていない時間帯（公務外の時間）があることは明白であり、旅費の支給には積算の根拠がない。
- (5) 当該教諭は12月1日の旅行に関して、旅費1,702円を受給している。したがって、県教育委員会教育長は1,702円を当該教諭に返還請求するなど、必要な措置を講ずるべきである。

### 第3 監査の実施

#### 1 監査対象事項

上記請求の要旨から、本件請求にかかる監査対象事項は、「令和7年12月1日に当該教諭が行った出張にかかる旅費の支出」と解した。

#### 2 監査対象部局

三重県教育委員会

#### 3 監査対象部局に対する調査

令和8年8月31日に当該校、同年9月1日に教職員課及び福利・給与課の調査を実施した。

#### 4 請求人の陳述

請求人が陳述を希望しなかったため、陳述の聴取は行わなかった。

なお、請求人から意見陳述書が提出され、令和8年8月31日に受け付け

た。

## 第4 監査の結果

### 1 認定した事実

監査対象部局に対する調査結果等から、次の事実が認められる。

#### (1) 研修について

令和7年12月1日に、県総合教育センターにおいて当該研修が開催され、当該教諭が出席した。

当該研修は、12時45分から受付を行った後、13時に開会行事、16時に閉会行事を行うものであった。

#### (2) 当該教諭に対する旅行命令

令和7年10月6日、当該校の校長は、当該教諭に対して、当該研修に出席するため、出発地を当該校、帰着地を自宅とする旅行命令を発令した。

#### (3) 当該教諭に係る旅費の支払い

当該教諭は、令和7年12月1日の旅行に関し、行程にかかる自家用車の車賃（移動距離74.0km）として1,702円を請求し、同年12月16日に同額が支払われた。

#### (4) 当該教諭に係る年次有給休暇

当該教諭は、令和7年12月1日の午前8時から11時まで（3時間）、及び16時から17時まで（1時間）の年次有給休暇を申請し、当該校の校長により承認された。

### 2 判断

- (1) 旅費は、職員が公務のために旅行することに伴い生じる費用を補償する実費弁償的な給付であり、その支給については、地方自治法第204条において、普通地方公共団体は常勤の職員に対し旅費を支給しなければならない旨が規定されるとともに、その額並びに支給方法は条例で定めなければならないこととされている。

これを受け、三重県においては、「職員等の旅費に関する条例（昭和32年三重県条例第46号）」（以下「旅費条例」という。）及び「職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和37年三重県規則第3号）」（以下「旅費規則」という。）を定めており、県立学校教職員については、旅費条例及び旅費規

則に基づき旅費が支給される。

旅費条例においては、「職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する」（第3条第1項）とし、旅費請求権の発生事由として「出張」を規定している。また、旅費に係る手続きとして、同項の規定に該当する旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令によって行われなければならないこと（第4条）、旅費の支給を受けようとする旅行者は、所定の請求書に必要な資料を添えて、支出命令権者に提出しなければならないこと（第7条）を定めている。

したがって、旅行命令権者の発する旅行命令に従って旅行を行い、当該旅行の旅費に関し所定の手続きによる請求を行った職員に対しては、旅費条例に基づき旅費を支給すべきものと解される。

- (2) 当該教諭は、前記認定のとおり、当該校の校長からの旅行命令を受け、その命令に従って旅行を行い、所定の請求書により旅費条例等に基づき算定した金額の旅費を請求している。したがって、その請求により、当該教諭に対して当該請求額の旅費を支給したことは、違法又は不当な行為であったとは認められない。
- (3) 一方、請求人は、旅行を命じるのであれば、旅行開始時刻から旅行終了時刻までのすべての時間が勤務時間である必要があるとして、当該教諭が16時から17時まで年次有給休暇を取得しており、旅行開始時刻から旅行終了時刻までの間に一部でも勤務時間の割り振られていない時間帯があることが明白であることから、本件旅費の支出は不適切であると主張している。
- (4) しかし、上述のとおり、旅費は旅費条例に基づき支給される実費弁償的な給付であり、旅行命令に従って旅行した事実に基づき支給されるものである。本件においては、当該教諭は、旅行命令権者の発する旅行命令に従って旅行を行っており、旅費を支給したことが違法又は不当な行為であったとは認められない。よって、請求人の主張は採用できない。
- (5) 以上のとおりであり、本件請求は理由がないから、上記第1のとおり決定する。

|     |
|-----|
| 公 告 |
|-----|

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 10 月 9 日

三 重 県 知 事      一      見      勝      之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンタートライアル津河芸店  
三重県津市河芸町杜の街四丁目 579-2 及び 774-2  
三重県鈴鹿市郡山町字大野 1804-71
- 2 鈴鹿市から聴取した意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 8 年 10 月 9 日から同年 11 月 9 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊勢市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 10 月 9 日

三 重 県 知 事      一      見      勝      之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
生鮮市場ベリー藤里店  
伊勢市藤里町字六反田 603 番 1    ほか 7 筆
- 2 伊勢市から聴取した意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 8 年 10 月 9 日から同年 11 月 9 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊勢市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 10 月 9 日

三 重 県 知 事      一      見      勝      之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
生鮮市場ベリー小俣店  
伊勢市小俣町相合 431 番    ほか 7 筆
- 2 伊勢市から聴取した意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 8 年 10 月 9 日から同年 11 月 9 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、四日市市長から通知がありました。

令和 8 年 10 月 9 日

三 重 県 知 事      一      見      勝      之

- 1    作業種類  
     公共測量（基準点測量）
- 2    作業期間  
     令和 8 年 9 月 18 日から令和 9 年 1 月 29 日まで
- 3    作業地域  
     四日市市寺方町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、亀山市長から通知がありました。

令和 8 年 10 月 9 日

三 重 県 知 事      一      見      勝      之

- 1    作業種類  
     公共測量（道路台帳補正業務）
- 2    作業期間  
     令和 8 年 9 月 24 日から令和 9 年 3 月 26 日まで
- 3    作業地域  
     亀山市全域

## 正      誤

令和 6 年 12 月 13 日付け三重県公報第 575 号に登載しました、道路の供用開始及びその関係図面の縦覧の告示中

ページ      行  
5      22 及び 23

誤

|            |                                                           |                  |
|------------|-----------------------------------------------------------|------------------|
| 県道<br>安乗港線 | 志摩市阿児町国府字阿し原 1631 番 1 地先から<br>志摩市阿児町国府字大山田 1054 番 24 地先まで | 令和 6 年 12 月 13 日 |
|------------|-----------------------------------------------------------|------------------|

正

|            |                                                          |                  |
|------------|----------------------------------------------------------|------------------|
| 県道<br>安乗港線 | 志摩市阿児町国府字阿し原 916 番 2 地先から<br>志摩市阿児町国府字大山田 1054 番 24 地先まで | 令和 6 年 12 月 13 日 |
|------------|----------------------------------------------------------|------------------|

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---